

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4514891号  
(P4514891)

(45) 発行日 平成22年7月28日(2010.7.28)

(24) 登録日 平成22年5月21日(2010.5.21)

(51) Int.Cl.

H04N 7/173 (2006.01)

F 1

H04N 7/173 640A

請求項の数 4 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2000-121234 (P2000-121234)	(73) 特許権者	000005821 パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地
(22) 出願日	平成12年4月21日 (2000.4.21)	(74) 代理人	110000899 特許業務法人 松田国際特許事務所
(65) 公開番号	特開2001-309345 (P2001-309345A)	(74) 代理人	100092794 弁理士 松田 正道
(43) 公開日	平成13年11月2日 (2001.11.2)	(72) 発明者	米野 潤一 大阪府門真市大字門真1006番地 松下 電器産業株式会社内
審査請求日	平成19年4月20日 (2007.4.20)	審査官	曾我 亮司

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 CM 提供システム及びコンテンツ配信局装置

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

ユーザの個人情報を受け付ける手段と、前記個人情報をユーザIDとともに記録する手段と、前記個人情報を前記ユーザIDとともに提供する手段と、後記CM提供メーカー装置から提供される、ユーザ毎に選別されたCMを前記ユーザIDとともに記録する手段と、コンテンツを格納した手段と、前記ユーザIDを持つユーザから前記コンテンツの要求を受け付ける手段と、前記コンテンツを格納した手段に格納されているコンテンツの中の、前記ユーザから要求されたコンテンツを、CMを付加することなく、前記ユーザIDを持つユーザに電子ネットワークで配信する手段と、前記提供されたユーザ毎に選別されたCMを、前記ユーザIDとともに、電子ネットワークに常時流す手段と、前記ユーザ毎に選別され電子ネットワークに常時流されているCMへの、当該ユーザからのユーザIDを含む電子的アクセスを受け付ける手段と、前記CMへの前記ユーザIDを含む電子的アクセスを受け付けた場合のみ、前記コンテンツ配信局装置から配信されたコンテンツを再生する装置において当該ユーザに配信されたコンテンツを再生できるようにする手段と、前記ユーザからの、前記電子ネットワークに常時流されているユーザ毎に選別されたCMへの電子的アクセスの回数をかぞえる手段と、を有するコンテンツ配信局装置と、

前記コンテンツ配信局装置から提供された前記個人情報に基づいてCMをユーザ毎に選別し、前記コンテンツ配信局装置へユーザIDとともに提供するCM提供メーカー装置と、を備えた、CM提供システム。

## 【請求項 2】

10

20

ユーザの個人情報を受け付ける手段と、

前記個人情報をユーザIDとともに記録する手段と、

前記個人情報をユーザIDとともに提供する手段と、

前記提供する手段から提供された前記個人情報に基づいてCMをユーザ毎に選別し、前記ユーザIDとともに提供するCM提供メーカー装置から提供される、ユーザ毎に選別されたCMを前記ユーザIDとともに記録する手段と、

コンテンツを格納した手段と、

前記ユーザIDを持つユーザから前記コンテンツの要求を受け付ける手段と、

前記コンテンツを格納した手段に格納されているコンテンツの中の、前記ユーザから要求されたコンテンツを、CMを付加することなく、前記ユーザIDを持つユーザに電子ネットワークで配信する手段と、

前記提供されたユーザ毎に選別されたCMを、前記ユーザIDとともに、電子ネットワークに常時流す手段と、

前記ユーザ毎に選別され電子ネットワークに常時流されているCMへの、当該ユーザからのユーザIDを含む電子的アクセスを受け付ける手段と、

前記CMへの前記ユーザIDを含む電子的アクセスを受け付けた場合のみ、前記コンテンツ配信局装置から配信されたコンテンツを再生する装置において当該ユーザに配信されたコンテンツを再生できるようにする手段と、

前記ユーザからの、前記電子ネットワークに常時流されているユーザ毎に選別されたCMへの電子的アクセスの回数をかぞえる手段とを、備えたコンテンツ配信局装置。

#### 【請求項3】

前記コンテンツ配信局装置は、前記アクセスしてきたCMの数に応じて、前記CM提供メーカー側から徴収する手数料を決め、又は、前記ユーザへ配布する記録媒体の料金を決める、請求項2記載のコンテンツ配信局装置。

#### 【請求項4】

前記コンテンツ配信局装置は、配信可能なコンテンツのコンテンツリストを、配布する記録媒体に記録する手段を、更に有する、請求項2記載のコンテンツ配信局装置。

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【0001】

##### 【発明の属する技術分野】

本発明は、ビジネスモデルに関し、コマーシャル(CM)の効率的な提供方法及び、デジタルテレビ放送などにおける映像コンテンツやコマーシャルデータを記録するHDD等の大容量記録媒体の供給方法、媒体及び情報集合体に関するものである。

##### 【0002】

##### 【従来の技術】

デジタル放送は、高能率圧縮された複数の番組のデジタルデータを時分割多重化した状態でデジタル放送波とし、衛星放送などを介して放送するものであり、既に一部の国において実用化されており、日本においても実用化に向けて種々の技術検討が行われている。

##### 【0003】

上記デジタル放送においては、従来のアナログテレビ放送に比べ、はるかに多くの番組が同時に放映されるため、ユーザが視聴したいと思う番組すべてをリアルタイムで視聴することは困難になってくる。従って、蓄積装置に一時的に記録蓄積しておいて、適宜再生して視聴するという視聴方法が不可欠となることが予想される。蓄積装置として、HDDが、蓄積容量の増大に伴い、映像のデジタル記録用デバイスとして使用されつつあり、このHDDは、ディスク型記録媒体であるため映像コンテンツの記録・再生を迅速に行うことができる。

##### 【0004】

##### 【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、HDDの記録容量の増加スピードが、例えば年率約100%と非常に早いため、テレビ放送のコンテンツ蓄積装置として用いた場合、AV機器としての製品サイク

10

20

30

40

50

ルが短くなる。一方、HDDは構造上、使い捨てに出来るような価格まで下がるとは考えられないでの、小容量のままで使うか容量アップの度に買い換えるかしなければならず、結果としてコスト的に割高になる。

#### 【0005】

また、HDDは、アクセスが早く容易なので、一般的には、映像コンテンツに付加されたコマーシャルをスキップして簡単に抜くことが可能であり、コマーシャルを提供する側からみれば、ビジネスチャンスを逃すことになる。

#### 【0006】

更に、現在のテレビ放送のように、すべての視聴者に対して同じコマーシャルを一律に流すことは宣伝効果が低いという課題がある。

10

#### 【0007】

本発明は、従来のこのような課題を考慮し、記録容量の増大に対応できるように、大容量記録媒体を低価格で製品サイクルに合わせて供給可能であり、また、コマーシャルを提供する側のビジネスチャンスを生かすことができるCM提供システム及びコンテンツ配信局装置を提供することを目的とするものである。

#### 【0008】

##### 【課題を解決するための手段】

第1の本発明は、ユーザの個人情報を受け付ける手段と、前記個人情報をユーザIDとともに記録する手段と、前記個人情報を前記ユーザIDとともに提供する手段と、後記CM提供メーカー装置から提供される、ユーザ毎に選別されたCMを前記ユーザIDとともに記録する手段と、コンテンツを格納した手段と、前記ユーザIDを持つユーザから前記コンテンツの要求を受け付ける手段と、前記コンテンツを格納した手段に格納されているコンテンツの中の、前記ユーザから要求されたコンテンツを、CMを付加することなく、前記ユーザIDを持つユーザに電子ネットワークで配信する手段と、前記提供されたユーザ毎に選別されたCMを、前記ユーザIDとともに、電子ネットワークに常時流す手段と、前記ユーザ毎に選別され電子ネットワークに常時流されているCMへの、当該ユーザからのユーザIDを含む電子的アクセスを受け付ける手段と、前記CMへの前記ユーザIDを含む電子的アクセスを受け付けた場合のみ、前記コンテンツ配信局装置から配信されたコンテンツを再生する装置において当該ユーザに配信されたコンテンツを再生できるようする手段と、前記ユーザからの、前記電子ネットワークに常時流されているユーザ毎に選別されたCMへの電子的アクセスの回数をかぞえる手段と、を有するコンテンツ配信局装置と、

20

前記コンテンツ配信局装置から提供された前記個人情報に基づいてCMをユーザ毎に選別し、前記コンテンツ配信局装置へユーザIDとともに提供するCM提供メーカー装置と、を備えた、CM提供システムである。

第2の本発明は、ユーザの個人情報を受け付ける手段と、

前記個人情報をユーザIDとともに記録する手段と、

前記個人情報をユーザIDとともに提供する手段と、

前記提供する手段から提供された前記個人情報に基づいてCMをユーザ毎に選別し、前記ユーザIDとともに提供するCM提供メーカー装置から提供される、ユーザ毎に選別されたCMを前記ユーザIDとともに記録する手段と、

30

コンテンツを格納した手段と、

前記ユーザIDを持つユーザから前記コンテンツの要求を受け付ける手段と、

前記コンテンツを格納した手段に格納されているコンテンツの中の、前記ユーザから要求されたコンテンツを、CMを付加することなく、前記ユーザIDを持つユーザに電子ネットワークで配信する手段と、

前記提供されたユーザ毎に選別されたCMを、前記ユーザIDとともに、電子ネットワークに常時流す手段と、

前記ユーザ毎に選別され電子ネットワークに常時流されているCMへの、当該ユーザからのユーザIDを含む電子的アクセスを受け付ける手段と、

40

50

前記CMへの前記ユーザIDを含む電子的アクセスを受け付けた場合のみ、前記コンテンツ配信局装置から配信されたコンテンツを再生する装置において当該ユーザに配信されたコンテンツを再生できるようにする手段と、

前記ユーザからの、前記電子ネットワークに常時流されているユーザ毎に選別されたCMへの電子的アクセスの回数をかぞえる手段とを、備えたコンテンツ配信局装置である。

第3の本発明は、前記コンテンツ配信局装置は、前記アクセスしてきたCMの数に応じて、前記CM提供メーカー側から徴収する手数料を決め、又は、前記ユーザへ配布する記録媒体の料金を決める、第2の本発明のコンテンツ配信局装置である。

第4の本発明は、前記コンテンツ配信局装置は、配信可能なコンテンツのコンテンツリストを、配布する記録媒体に記録する手段を、更に有する、第2の本発明のコンテンツ配信局装置である。 10

#### 【0013】

##### 【発明の実施の形態】

以下に、本発明をその実施の形態を示す図面に基づいて説明する。

##### (第1の実施の形態)

図1は、本発明にかかる第1の実施の形態の大容量記録媒体供給方法におけるモデル図である。図1において、コンテンツ配信局102は、映像コンテンツなどをユーザ101に対して有料で配信するビデオレンタル店やケーブルテレビ(CATV)等であり、CM提供メーカー103は、ユーザ101に販売する各種の製品などのコマーシャルを提供する企業である。ここでは複数メーカーの集合体であると考えて良い。あるいはその地域の商店街やスーパーのように地域に根ざした商店を考えても良い。 20

##### 【0014】

まず、ユーザ101は、映像などのコンテンツを配信してもらおうと思ったコンテンツ配信局102に対して会員になるために入会を申し込み。この入会申し込みは、住所、氏名なども含めて年齢、性別、趣味、嗜好などのライフスタイル情報を含めた個人情報を提供するとともに入会金を支払う(104)。

##### 【0015】

そうすると、コンテンツ配信局102は、入会申し込みを行ったユーザ101に対して、大容量記録媒体であるHDDをレンタルする。レンタル料金は、例えば月会費となる。このHDDは、配信されたコンテンツを記録できるような認証システム、高速ネットワーク接続に対応したものである。ここでは、HDDのみをレンタルする方法としているが、再生装置などもセットでレンタルする方法としても良い。ユーザ101へのHDDのレンタルに伴って、配信可能なコンテンツにどのようなものがあるかを知らせるためのコンテンツリストを、例えばHDDに記録して配布する(107)。また、HDDはユーザ101が要求したコンテンツ以外の記録は出来ず、再生しかできない。 30

##### 【0016】

ユーザ101にHDDをレンタルする場合に、現在市場に出ているHDDより容量が少ない古いタイプのHDDを安くレンタルできるようにしてもよい。また、新しい大容量のHDDのレンタルを開始したときは、現在レンタル中の古いタイプのHDDはレンタル料下げるようにしても良い。 40

##### 【0017】

ユーザ101は、コンテンツリストを見て配信を希望するコンテンツ及び再生時期を選択し、コンテンツ配信局102にコンテンツを要求する(108)。コンテンツ配信局102は、HDDをレンタルするときに何本か、例えば2~3本/月のコンテンツを無料とするようにしてもよい。

##### 【0018】

一方、コンテンツ配信局102からCM提供メーカー103へは、ユーザ101の個人情報105が提供され、CM提供メーカー103では、その提供を受けたユーザ101の個人情報に基づいてCMを選別し、コンテンツ配信局102に提供する(106)。CM提供メーカー103におけるCMの選別の方法は、個人情報のみでなく、ユーザ101から要求の 50

あったコンテンツの内容、ジャンルや頻度なども考慮して選別するようにしてよい。

#### 【0019】

コンテンツ配信局102では、ユーザ101から要求されたコンテンツにCM提供メーカー103からのCMを附加してユーザに配信する(109)。ユーザ101に配信されたコンテンツはHDDに記録される。このとき、CMはスキップできないように必ず再生される仕組みを入れておく。また、再生期間を限定する仕組みもコンテンツに組み込んでおく。

#### 【0020】

次に、ユーザ101は、配信されてHDDに記録されたコンテンツを再生する。コンテンツの再生は指定された期間ならば何度でも可能であるが、CMを必ず見なければ再生できない。ユーザ101は又、見たCMによりCM提供メーカー103に対してCMのより詳しい情報の問い合わせや購入などを、電話やインターネットなどにより直接やり取りすることができる(110)。

#### 【0021】

以上により、コンテンツ配信局102は、コンテンツに附加したCM数やアクセスにきた回数に応じて、CM提供メーカー103からコンテンツ配信料やCM提供料を徴収するとともに、ユーザ101からも入会金や月会費を徴収することができる。コンテンツ配信局102はCM提供メーカー103から料金を徴収できるので、ユーザ101が支払う会費は低料金となり、低価格で容量がアップしたHDDを手に入れることができる。また、CM提供メーカー103は、ユーザ101の嗜好にあったCMを流すことにより、宣伝費に対する売り上げを増やすことが可能になる。すなわち、CMの効率がアップする。

#### 【0022】

なお、上記実施の形態では、ユーザを一個人として説明したが、これに限らず、ファミリー会員としてレンタルできるようにしても良い。この場合は、コンテンツを再生するときはユーザID(または会員番号など)を入力することにより、視聴者以外の家族が見るCMは再生しないようにして、入力したユーザIDの個人に対応したCMのみ再生するようにはすればよい。

#### 【0023】

また、上記実施の形態では、HDDのレンタル料を月会費として月々徴収する方法をとったが、これに代えて、ユーザがコンテンツをレンタルする度にコンテンツのレンタル料金に上乗せしてHDD費用を回収するようにしてもよい。

#### 【0024】

また、上記実施の形態では、CMをコンテンツに附加して配信したが、これに代えて、コンテンツのみユーザ側に配信し、CMを常時ネットワークに流しておいて、ユーザは、そのCMにアクセスして再生した場合のみ、コンテンツを再生することができるようにしてよい。その場合に、CMにユーザ毎のIDを附加してユーザ毎に選別したCMをそのユーザが再生できるようにすればよい。

#### 【0025】

また、上記実施の形態では、HDDをレンタルとしたが、これに代えて、HDDをユーザに販売し、再生したCM量に応じた割引料金分は、会費や何本かのコンテンツ配信の無料サービス、あるいは次回HDD購入時の割り引きに当てるようにしてもよい。

#### (第2の実施の形態)

図2は、本発明にかかる第2の実施の形態の大容量記録媒体供給方法におけるモデル図である。図2において、STBメーカー202は、デジタルテレビ放送を受信して映像データなどを再生するセットトップ・ボックス(STB)やそのSTBの記録装置に用いるHDDを販売するメーカーであり、CM提供メーカー203は、ユーザ201に販売する各種の製品などのコマーシャルを提供する企業である。ここでは複数のメーカーの集合体であると考えて良い。

#### 【0026】

まず、ユーザ201は、STBメーカー202からオプションのHDDを購入するために、

10

20

30

40

50

住所、氏名などを含めて年齢、性別、趣味、嗜好などのライフスタイル情報を含めた個人情報を提供するとともに購入依頼する(204)。

【0027】

そうすると、STBメーカー202は、個人情報を提供したユーザ201に対してはHDDを割引して販売し、ユーザ201はHDDを安く購入する(206)。そして、HDDを購入したユーザ201の個人情報をCM提供メーカー203へ与える(205)。

【0028】

CM提供メーカー203は、ユーザ201の個人情報に基づいてCMを選別し、そのCMをCM提供用の媒体を通じて流す(207)。

【0029】

HDDを購入したユーザ201においては、TV番組を記録すると、記録途中にCM提供メーカー203からのCMが強制的に記録される。このCMの記録は、TV放送を通じて行っても良いし、通信回線などにより別系統を通じて行うようにしても良い。ユーザ201がHDDに記録されたTV番組を再生すると、CMも同時に再生され、このCM再生結果がCM提供メーカー203に知らされる(208)。

【0030】

CM提供メーカー203は、ユーザ201が再生したCMの数に応じて、そのユーザ201が次回購入するHDDの価格を割り引くために、その割引料金をSTBメーカー202に支払う(209)。

【0031】

STBメーカー202は、CM提供メーカー203からもらった割引料金に応じて、そのユーザ201が次世代大容量HDDを購入する場合に(210)、HDDを安く販売する。

【0032】

以上により、STBメーカー202は、ユーザ201が再生したCMの数に応じて、CM提供メーカー203から割引料金をもらってユーザ201にHDDを安くして販売する。これにより、ユーザ201のHDD購買意欲が高まり、HDDの売り上げにより利益を得ることができる。また、ユーザ201は、初回は個人情報の提供によりHDDを安く購入でき、2回目以降は再生したCMの数に応じてHDDを安く購入でき、ユーザ201は容量アップしたHDDを低価格で買い換えることができる。更に、CM提供メーカー203は、ユーザ201の嗜好にあったCMを流すことにより、宣伝費に対する売り上げを増やすことが可能になる。すなわち、CMの効率がアップする。

(第3の実施の形態)

図3は、本発明にかかる第3の実施の形態の大容量記録媒体供給方法におけるモデル図である。図3において、HDDメーカー302は、AV機器の映像データ等の記録用やパソコンのデータ記録用などのHDDをユーザ301に販売するメーカーであり、製品メーカー303は、ユーザに販売する各種の製品などを販売する企業である。ここでは複数メーカーの集合体と考えて良い。

【0033】

まず、ユーザ301は、HDDメーカー302からHDDを購入するために、住所、氏名などを含めて年齢、性別、趣味、嗜好などのライフスタイル情報を含めた個人情報を提供するとともに購入依頼する(304)。

【0034】

そうすると、HDDメーカー302は、個人情報を提供したユーザ301に対してはHDDを割引きして販売し、ユーザ301はHDDを安く購入する(307)。そして、HDDを購入したユーザ301の個人情報を製品メーカー303へ与える(305)。

【0035】

製品メーカー303は、ユーザ301の個人情報に基づいて商品データが記載された製品カタログを選別し、カタログを載せる仕組みをHDDメーカー302に依頼する(306)。

【0036】

HDDを購入したユーザ301においては、HDDメーカー302のカタログを載せる仕組

10

20

30

40

50

みに従って、製品メーカー303から製品カタログが提供され(308)、ユーザ301の嗜好にあった製品の商品データがHDDに記録される。この製品カタログの記録は、AV機器であればTV放送や電話回線を通じて行っても良いし、パソコンであれば通信回線などを通じて行うようにしても良い。ユーザ301はHDDに記録された商品データを検索して購入したい製品を選択し、製品メーカー303に注文する(309)。

#### 【0037】

製品メーカー303は、ユーザ301が注文した製品価格に応じて、そのユーザ301が次回購入するHDDの価格を割り引きできるように、その割引料金分をHDDメーカー302に支払う(310)。HDDメーカー302は、製品メーカー303からもらった割引料金に応じて、そのユーザ301が次世代大容量HDDを購入する場合に、HDDを安く販売する(311)。

10

#### 【0038】

以上により、HDDメーカー302は、ユーザ301が製品メーカー303に注文した製品価格に応じて、製品メーカー303から割引料金をもらってユーザ301にHDDを安くして販売する。これにより、ユーザ301のHDD購買意欲が高まり、HDDの売り上げにより利益を得ることができる。また、ユーザ301は、初回は個人情報の提供によりHDDを安く購入でき、2回目以降は購入した製品の価格に応じてHDDを安く購入でき、ユーザ301は容量アップしたHDDを低価格で買い換えることができる。更に、製品メーカー303は、ユーザ301の嗜好にあった商品データを流すことにより、宣伝費に対する売り上げを増やすことが可能になる。すなわち、CMの効率がアップする。

20

#### 【0039】

なお、上記実施の形態では、いずれも大容量記録媒体としてHDDを例に説明したが、これに限らず、書き込み可能な光ディスクや光磁気記録媒体などであってもい。

#### 【0040】

さらに、本発明のCM提供方法または大容量記録媒体供給方法の全部または一部のステップの全部または一部の動作をコンピュータにより実行させるためのプログラム及び/またはデータを担持した媒体であって、コンピュータにより処理可能なことを特徴とする媒体も本発明に属する。

#### 【0041】

さらに、本発明のCM提供方法または大容量記録媒体供給方法の全部または一部のステップの全部または一部の動作をコンピュータにより実行させるためのプログラム及び/またはデータであることを特徴とする情報集合体も本発明に属する。

30

#### 【0042】

さらに、本発明のデータとは、データ構造、データフォーマット、データの種類などを含む。また、本発明の媒体とは、ROM等の記録媒体、インターネット等の伝送媒体、光・電波・音波等の伝送媒体を含む。また、本発明の担持した媒体とは、例えば、プログラム及び/またはデータを記録した記録媒体、やプログラム及び/またはデータを伝送する伝送媒体等を含む。また、本発明のコンピュータにより処理可能とは、例えば、ROMなどの記録媒体の場合であれば、コンピュータにより読み取り可能であることであり、伝送媒体の場合であれば、伝送対象となるプログラム及び/またはデータが伝送の結果として、コンピュータにより取り扱えることであることを含む。また、本発明の情報集合体とは、例えば、プログラム及び/またはデータ等のソフトウェアを含むものである。

40

#### 【0043】

さらに、上記実施の形態の大容量記録媒体供給方法の全部または一部のステップの全部または一部の動作をコンピュータにより実行させるためのプログラム及び/またはデータを記録したプログラム記録媒体は、コンピュータにより読み取り可能であり、読み取られた前記プログラム及び/またはデータが前記コンピュータと協動して前記機能を実行するプログラム記録媒体であっても良い。

尚、本明細書に開示した発明は、ユーザがコンテンツ配信者にコンテンツを要求し、CM提供者がユーザの個人情報及び/又は要求されたコンテンツの内容に基づいて、CMを

50

選別してコンテンツ配信者に提供し、コンテンツ配信者は要求されたコンテンツにCMを付加してユーザに配信し、ユーザは、CMを再生した場合のみ、コンテンツを再生することが可能となるCM提供方法である。

また、本明細書に開示した別の発明は、ユーザがコンテンツ配信者にコンテンツを要求し、CM提供者がユーザの個人情報及び/又は要求されたコンテンツの内容に基づいて、CMを選別し、コンテンツ配信者は要求されたコンテンツをユーザに配信し、ユーザは、選別されたCMにアクセスして再生した場合のみ、コンテンツを再生することが可能となるCM提供方法である。

更に別の発明は、上記いずれかの発明のCM提供方法において、ユーザのコンテンツの要求は、ユーザがコンテンツ配信者に入会することにより可能となるものであり、ユーザがコンテンツ配信者に入会する際、自身の個人情報を提供し、その入会によりコンテンツ配信者はユーザにコンテンツ及びCMの記録・再生のみに用いる大容量記録媒体をレンタルまたは販売する大容量記録媒体供給方法である。

更に別の発明は、ユーザが記録媒体供給者から大容量記録媒体を購入する際、個人情報を提供し、その提供により記録媒体供給者はユーザに大容量記録媒体を割引きして販売するとともに、CM提供者にユーザの個人情報を提供し、CM提供者はユーザの個人情報に基づいて、CMを選別し、ユーザが大容量記録媒体にTV番組等のコンテンツを記録する場合に、選別されたCMが強制的に記録される大容量記録媒体供給方法であって、ユーザが記録されたCMを再生した場合は、その再生されたCMの量に応じた割引分の料金が、CM提供者から記録媒体供給者に支払われ、ユーザが記録媒体供給者から次に大容量記録媒体を購入するときに、割引分の料金に応じた料金が割引される大容量記録媒体供給方法である。

更にまた別の発明は、ユーザが記録媒体供給者から大容量記録媒体を購入する際、個人情報を提供し、その提供により記録媒体供給者はユーザに大容量記録媒体を割引きして販売するとともに、製品提供者にユーザの個人情報を提供し、製品提供者はユーザの個人情報に基づいて、製品カタログを選別し、ユーザが購入した大容量記録媒体に選別した製品カタログを記録し、ユーザが記録された製品カタログにより購入希望の製品を選択して製品提供者に注文する大容量記録媒体供給方法であって、ユーザが注文した製品の価格に応じた割引分の料金が、製品提供者から記録媒体供給者に支払われ、ユーザが記録媒体供給者から次に大容量記録媒体を購入するときに、割引分の料金に応じた料金が割引される大容量記録媒体供給方法である。

#### 【0044】

#### 【発明の効果】

以上述べたところから明らかなように本発明は、記録容量の増大に対応できるように、大容量記録媒体を低価格で製品サイクルに合わせて供給可能であるという長所を有する。

#### 【0045】

また、コマーシャルを提供する側のビジネスチャンスを生かすことができるという利点がある。

#### 【図面の簡単な説明】

【図1】本発明にかかる第1の実施の形態の大容量記録媒体供給方法におけるモデル図である。

【図2】本発明にかかる第2の実施の形態の大容量記録媒体供給方法におけるモデル図である。

【図3】本発明にかかる第3の実施の形態の大容量記録媒体供給方法におけるモデル図である。

#### 【符号の説明】

101、201、301 ユーザ

102 コンテンツ配信局

103、203 CM提供メーカー

202 STBメーカー

10

20

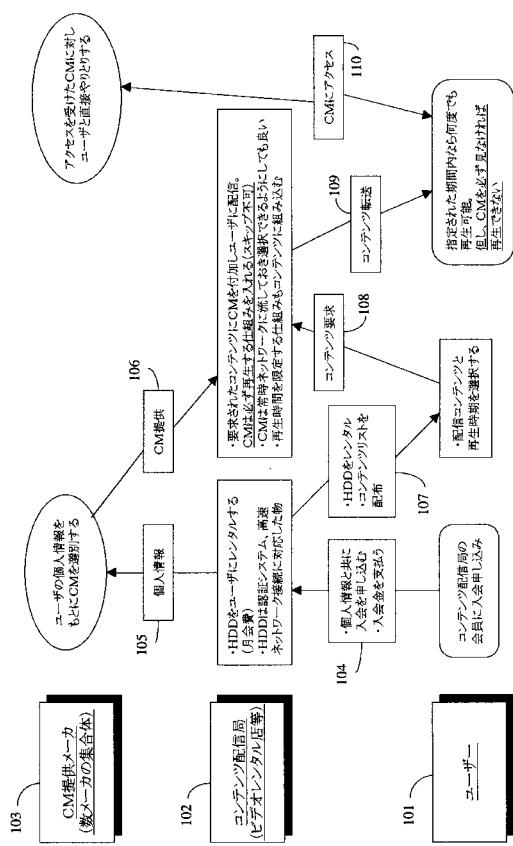
30

40

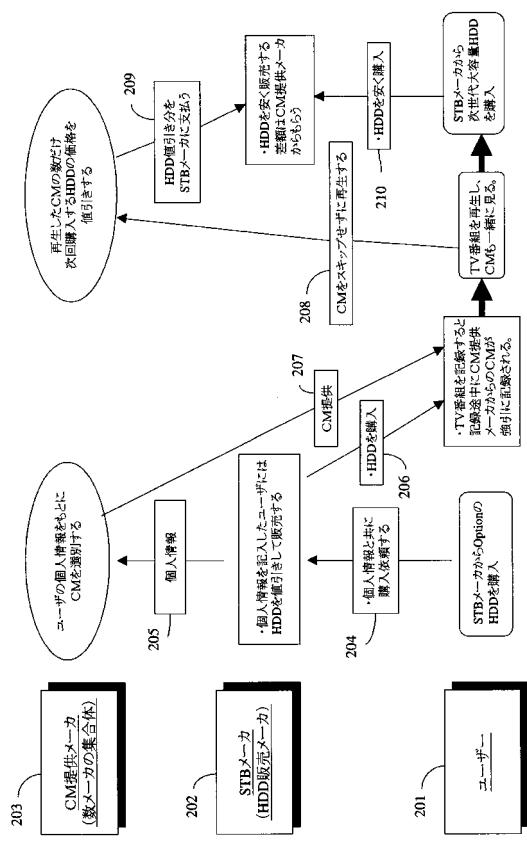
50

3 0 2 HDD メーカ  
3 0 3 製品メーカー

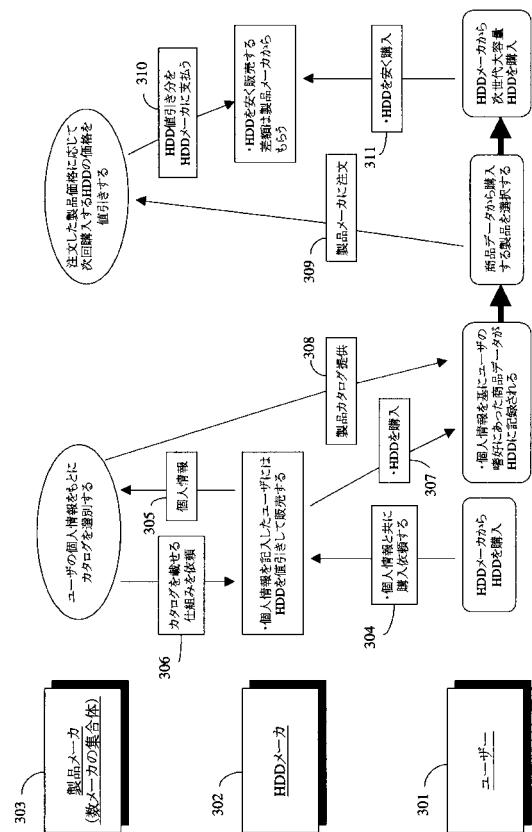
【 义 1 】



【 図 2 】



【 3 】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開平09-051522(JP,A)  
特開平11-055636(JP,A)  
特開平11-196360(JP,A)  
特開平09-275555(JP,A)  
特開平10-079711(JP,A)  
特開平11-275536(JP,A)  
特開2001-285825(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04N 7/173